

事業計画

2021年4月～2022年3月

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会

事業計画

- (1) 授業目的公衆送信補償金の支払い受付を開始する。
 - ① 4月1日に手続き受付システム「TSUCAO」（つかお）を開設
 - ② 手続き促進
 - ③ 収受見込み額 2,700,000 千円（管理手数料率 2022 年度と合わせ 10%上限）

- (2) 補償金利用報告関係業務を行う。
 - ① 一般社団法人輿論科学協会への委託
 - ② 分配業務受託団体の決定
 - ③ 教育機関設置者から提出された利用報告の 2022 年度分配へ向けた整備
 - (ア) 受託団体への回付
 - (イ) 必要な団体間調整の支援
 - ④ 2022 年度実施予定の法第 104 条の 15 第 1 項に規定する著作権及び著作隣接権の保護に関する事業等（以下「共通目的事業」という）の実施に向けた、内容の検討（共通目的事業委員会へ諮問）

- (3) 教育向けの SARTRAS ライセンスにつき、利用許諾及び著作物等使用料の徴収を開始する。
 - ① 新たに制定する使用料規程について、年度内管理開始を予定し、著作権等管理事業法に基づく意見聴取、届出手続きを実施。
 - ② 管理開始時期に合わせ手続き受付システム「TSUCAO」にライセンス窓口を開設
 - ③ 補償金支払申込教育機関設置者を中心とした手続き促進
 - ④ 収受見込み額 150,000 千円（管理手数料率 2022 年度と合わせ 20%上限）

- (4) ライセンス利用報告関係業務を行う。
 - ① 一般社団法人輿論科学協会への委託
 - ② 教育機関設置者から提出された利用報告の整備
 - (ア) 委託者への回付
 - (イ) 必要な委託者間調整の支援

- (5) 著作権普及啓発事業を実施する。
 - ① オンライン説明会の開催
 - ② 教育関係団体が行う普及啓発事業の支援、連携
 - ③ 問合せ窓口の充実を検討

- (6) 制度の実施後の対応や具体的な普及啓発事業の提案等について、意見交換等を行うための著作物の教育利用に関する関係者フォーラムの実施・運営を継続して行う。

- (7) 当初の補償金の額の実績や ICT 教育の進展を踏まえた、将来の補償金の額のあり方について検討する。

- (8) ウェブサイトを運営し、補償金制度や本会の運営に関する情報の周知に務めるなど、必要な広報を行う。
- (9) 教育機関等の著作権に関する問い合わせに対応するため、ヘルプデスクの設置等について継続して検討する。
- (10) 利用者の利便性向上のため「TSUCAO」に必要な改修を施す。
- (11) 理事会を年 10 回程度、定時社員総会を 6 月に開催する。
- (12) 補償金及びライセンスの本格的な管理に必要な人員体制を整備すると共に、必要な事務スペースを確保するべく事務所移転を行う。
- (13) 社員である協議会から得た会費及び管理手数料等の公正な支出と適正な管理に継続してあたる。

2021 年度会費収入予定額 22,500 千円